

## 2023 前期 東京 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 — <https://www.kyousyu.org> —  
 日暮里教室 東京都荒川区東日暮里 6-60-10 日暮里駅前中央ビル8F  
 TEL:03-5838-6924 FAX:03-5838-6925

安全衛生管理体制に関する法令(労働安全衛生法第14条、施行令第6条)により、事業者は、高さ5m以上の鉄骨の組立て、解体及び変更の作業について、表題講習を修了した者を、作業主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければならないことが定められております。(労働安全衛生規則第16条、別表第1参照)

当協会は、東京労働局登録教習機関です。

(登録東安第 229 号、教習機関登録更新予定日:2024 年 3 月 30 日)

### 1. 日程、定員など

実施回	1	2	3
日程	2023 年 4 月 20、21 日	2023 年 6 月 8、9 日	2023 年 9 月 14、15 日
開催場所	日暮里教室	日暮里教室	日暮里教室
定員	40 名	40 名	40 名

### 2. 受講資格

(当該の作業とは、建築物等の鉄骨の組立て、解体及び変更に関する作業を示します。)

- ①満21才以上で、当該の作業に3年以上従事した経験を有する者。
- ②満20才以上で、大学、高専、高校、中学において土木、建築に関する学科を専攻して卒業した者で、卒業後、当該の作業に2年以上従事した経験を有する者。  
(\*学科、コースなどでの専攻が証明できる書類が必要です)
- ③満20才以上で、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号いずれかの訓練を修了し、後、当該の作業に2年以上従事した経験を有する者。

### 3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
通常	2日	¥17,500 (15,400+2,100)	21才、経験3年
免除A	1日	¥13,100 (11,000+2,100)	とび1級、2級など
免除B	1日	¥12,000 ( 9,900+2,100)	とび科の職業訓練指導員など
免除C	2日	¥14,200 (12,100+2,100)	鋼橋、コンクリート橋架設等作業主任者技能講習の修了者

\*受講料・教材費共に消費税(10%)込みの金額です。

\*各コース受講資格の詳細は、WEB サイトで講習科目免除一覧をご確認ください。

\*申込の際に各証明書類のご提出をお願いします。

### 4. 講習科目、時間割例など (時間割例は、休憩時間も含めたものです。)

受付 8:20~

講習科目					時間割例	講習時間	講師の氏名
コース	普	C	B	A			
作業の方法に関する知識	○	○	/	/	1日目 9:00~15:10	5時間	原田 一男 加藤 宏司
○	/	/	/	10:40~12:10	1時間 30 分	原田 一男 加藤 宏司	
							○
○	○	○	○	14:40~16:10	1時間 30 分	原田 一男 加藤 宏司	
							○
関係法令	○	○	○	○	14:40~16:10	1時間 30 分	
修了試験	○	○	○	○	16:20~17:20	1時間	/

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合もございます。

### 5. 申込方法

- ①当協会 WEB サイトより受講予約書を印刷し、必要事項をご記入の上、FAX か WEB フォームにてお申込みください。受け付け後、受講申込書を郵送いたします。FAX 送信などができない場合は、お電話でも受け付けいたします。
- ②受講申込書に必要事項を記入し、写真(4×3cm)貼付の上、本人確認書類とともに必ず受講日前までに返送してください。  
 なお、受講料は指定口座へ事前にお振込ください。  
 \*各免除コースのお申込にあたっては、お申込みの際、その旨必ずご連絡ください。  
 \*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できません。  
 ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。  
 \*開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

### 6. その他

- \*当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会ですべての技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、当協会で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。
- \*20名様以上ご受講の場合、東京都内、埼玉県内の出張講習も承っております。詳しくは神田本部までお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の2ヶ月前までにご連絡下さい)
- \*その他、各種講習予定、受講手続き等に関するお問い合わせ等がございましたら、どうぞお気軽にお電話ください。

(2023.2.23)

# 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 科目免除一覧

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、受講科目の一部免除が可能です。

	一部科目の免除を受けることができる者	免除科目
A	<p>1. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号に掲げる者</p> <p>1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である<b>普通職業訓練のうち</b>、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める<b>建築施工系とび科</b>の訓練を修了した者</p> <p>2) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である<b>高度職業訓練のうち</b>、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める<b>居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科</b>の訓練を修了した者</p> <p>3) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である<b>養成訓練のうち</b>、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する政令(平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧能開法規則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの、及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>4) 旧能開法第27条第1項の準則訓練である<b>養成訓練のうち</b>、旧能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる<b>建築科の訓練</b>(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの、及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>5) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である<b>普通職業訓練のうち</b>、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である<b>能力再開発訓練</b>として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である<b>能力再開発訓練</b>として行われたもの、及び旧訓練法第8条第1項の<b>能力再開発訓練</b>として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>6) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の<b>訓練の例により行われる訓練</b>を修了した者、又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者</p> <p>2. 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、<b>とびに係る1級又は2級の技能検定</b>に合格したもの</p>	<p>作業の方法に関する知識</p> <p>工事用設備、機械、器具等に関する知識</p> <p>作業環境等に関する知識</p>

	一部科目の免除を受けることができる者	免除科目
B	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種欄に掲げるとび科の職種に係る <b>職業訓練指導員免許</b> を受けた者	<p>・作業の方法に関する知識</p> <p>・工事用設備、機械、器具等に関する知識</p> <p>・作業環境に関する知識</p> <p>・作業者に対する教育等に関する知識</p>
C	<p>1. <b>鋼橋架設等作業主任者技能講習</b>を修了した者</p> <p>2. <b>コンクリート橋架設等作業主任者技能講習</b>を修了した者</p>	<p>作業環境に関する知識</p> <p>作業者に対する教育等に関する知識</p>